

第454回（定例）福崎町議会会議録

平成26年3月5日（水）
午前9時30分開会

1. 平成26年3月5日、第454回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	前川裕量
2番	木村いづみ	9番	松岡秀人
3番	牛尾雅一	10番	難波靖通
4番	城谷英之	11番	小林博
5番	富田昭市	12番	高井國年
6番	北山孝彦	13番	釜坂道弘
7番	石野光市	14番	志水正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	地域振興課長	近藤博之
住民生活課長	松岡英二	農林振興課長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國明仁	上下水道課長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

第 5 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

第 6 報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について（（仮称）八千種幼稚園建設工事）

第 7 報告第 4号 議会の委任による専決処分の報告について（八反田東地区下水道面整備工事（第2工区））

第 8 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度福崎町水道事業補正予算（第2号））

第 9 議案第 2号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第10 | 議案第3号 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 第11 | 議案第4号 | 福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第5号 | 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第6号 | 福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第7号 | 福崎町債権管理条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第8号 | 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第9号 | 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第10号 | 福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について |
| 第18 | 議案第11号 | 福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第19 | 議案第12号 | 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第20 | 議案第13号 | 平成25年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について |
| 第21 | 議案第14号 | 平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 第22 | 議案第15号 | 平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 第23 | 議案第16号 | 平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 第24 | 議案第17号 | 平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 第25 | 議案第18号 | 平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 第26 | 議案第19号 | 平成25年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 第27 | 議案第20号 | 平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 第28 | 議案第21号 | 平成25年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について |
| 第29 | 議案第22号 | 平成26年度福崎町一般会計予算について |
| 第30 | 議案第23号 | 平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 第31 | 議案第24号 | 平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について |
| 第32 | 議案第25号 | 平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算について |
| 第33 | 議案第26号 | 平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 第34 | 議案第27号 | 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について |
| 第35 | 議案第28号 | 平成26年度福崎町水道事業会計予算について |
| 第36 | 議案第29号 | 平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算について |
| 第37 | 議案第30号 | 福崎町道路線の認定について |

1. 本日の会議に付した事件

- | | |
|----|------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸報告 |

第 4	報告第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 5	報告第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 6	報告第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について（（仮称）八千種幼稚園建設工事）
第 7	報告第 4 号	議会の委任による専決処分の報告について（八反田東地区下水道面整備工事（第 2 工区））
第 8	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度福崎町水道事業補正予算（第 2 号））
第 9	議案第 2 号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
第 10	議案第 3 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
第 11	議案第 4 号	福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
第 12	議案第 5 号	福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 13	議案第 6 号	福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について
第 14	議案第 7 号	福崎町債権管理条例の一部を改正する条例について
第 15	議案第 8 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 16	議案第 9 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 17	議案第 10 号	福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
第 18	議案第 11 号	福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第 19	議案第 12 号	消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 20	議案第 13 号	平成 25 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
第 21	議案第 14 号	平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 22	議案第 15 号	平成 25 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 23	議案第 16 号	平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 24	議案第 17 号	平成 25 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 25	議案第 18 号	平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 26	議案第 19 号	平成 25 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 27	議案第 20 号	平成 25 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 28	議案第 21 号	平成 25 年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について
第 29	議案第 22 号	平成 26 年度福崎町一般会計予算について
第 30	議案第 23 号	平成 26 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 31	議案第 24 号	平成 26 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

て

- 第32 議案第25号 平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第33 議案第26号 平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第34 議案第27号 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について
- 第35 議案第28号 平成26年度福崎町水道事業会計予算について
- 第36 議案第29号 平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算について
- 第37 議案第30号 福崎町道路線の認定について

1. 開会

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第454回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 寒さ続く中ではありますが、梅のつぼみもほころび始め、ようやく春の兆しを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告4件、議案第1号から第30号までの30件、計34件であります。
- いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただ今の出席議員数は、14名でございます。定足数に達しております。
- よって、第454回福崎町議会定例会が、成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び議会事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただ今から、第454回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。
- 5番、富田昭市議員
12番、高井國年議員
以上の両議員をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る2月26日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表(案)のとおり、本日から3月27日までの23日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月27日までの23日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
まず、第453回定例会閉会後から昨日までの議会活動については、事務局に報告をさせます。

事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
12月24日、兵庫県姫路総合庁舎において、平成25年度中播磨地域づくり懇話会が開催され、議長が出席いたしました。
1月5日、シロトピア記念公園において、姫路市消防出初式が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。
1月6日、エルデホールにおいて、平成26年新年交礼会が開催され、議員多数が出席いたしました。
1月12日、田原小学校において、福崎町消防団出初式が開催され、議員多数が出席いたしました。
1月13日、エルデホールにおいて、平成26年福崎町成人式が開催され、議長ほか議員多数が出席いたしました。
2月12日、パレス神戸において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開催され、議長が出席いたしました。
2月14日、保健センターにおいて、新地方公営企業会計制度研修が開催され、議長ほか議員多数が出席いたしました。
2月15日、柳田國男・松岡家記念館前において、松岡家五兄弟石像除幕式が開催され、議員多数が出席いたしました。
2月16日、姫路キャッスルホテルにおいて、読売G O創業50周年記念式典が開催され、副議長が出席いたしました。
2月17日、ラッセホールにおいて、第2回地方行政課題研究会が開催され、議長が出席いたしました。
2月22日、小規模多機能ホームもちもちの木において、花さきデイサービス・小規模多機能ホームもちもちの木竣工式が開催され、議長が出席いたしました。
その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。

議 長 以上で議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書及び要望書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

副 町 長 続いて、橋本副町長からの申し出により行政報告を行います。
閉会中の行政報告をいたします。
総務課からは、嘱託職員・臨時職員の採用試験について、1次試験を1月24日に、2次試験を2月12日に実施し、採用結果を2月19日に通知しました。また、応募者が採用人数に満たなかったため、一般事務補助員障害者枠と保育士を追加募集し、採用試験を3月3日に実施しました。
次に、選挙管理事務についてであります。選挙人名簿定時登録者数は3月1日の基準日現在、男子7,380人、女子8,065人、計1万5,445人と

なっています。前回の12月基準日と同数となっているところであります。

続きまして、企画財政課からは、第5次総合計画の策定に向け、第4次総合計画を検証し、総合計画策定まちづくり委員会での提言内容や住民アンケートの分析などを行いながら、基本構想、基本計画の策定を進めています。

町公式ホームページについては3月1日からリニューアルいたしました。見やすさと迅速な情報発信に努めてまいります。

税務課からは、平成25年分所得の確定申告相談を各自治会の公民館等で、2月17日から実施しています。申告期限は3月17日となっています。

徴収対策について、昨年末に滞納者宅への電話催告及び夜間徴収を行うとともに、滞納整理対策委員会においても、関係各課で合同徴収を実施いたしました。

地域振興課からは、自律（立）のまちづくり交付金事業では、31自治会での取り組みがほぼ完了したことから、3月1日に自治会活動発表会を開催し、10自治会から地域づくり委員会の様子や活動状況が報告されました。来年度は各自治会の取り組みを参考にして、さらに積極的な活動を期待しているところであります。

株式会社もちむぎ食品センターの経営評価と経営改革に関する方針を検討するために設置した経営検討委員会では、5回にわたる議論がなされ、経営改革に関する方針として取りまとめられました。株式会社もちむぎ食品センターには、提言を踏まえた取り組みを求めるとともに、町といたしましても、提言を踏まえた対応をしてまいりたいと思っております。

住民生活課からは、福崎町消防団出初式が1月12日、田原小学校で開催され、団員451名が参加、規律ある入場行進や庄分団、辻川分団、新町分団による華麗な初放水が披露されました。

春期全国火災予防運動が3月1日から7日まで実施されています。期間中、夜間広報を行っています。

2月23日には、消防団による防火パレードを実施、その後、消防団、地震発生時行動マニュアルに基づき、確認訓練を実施いたしました。

健康福祉課からは、巡回バスについては、昨年12月に地域公共交通会議を開催し、川西地区の郊外便を定時定路線運行に変更することと、川西地区・川東地区とも、郊外から直接まちなかへ乗り入れることについて合意をいただき、4月からの変更に向け、準備を進めているところであります。

食育の推進につきましては、2月18日に食育推進委員会を開催し、平成26年度の事業計画について提案し、協議をいただきました。また、ひとり暮らしを始める高校生や大学生を対象に、新生活応援料理教室を3月に2回開催いたします。

介護保険事業につきましては、第6期事業計画の策定に向けて、65歳以上の方を対象にアンケート調査を実施いたしました。2月末現在の回収率は67%で、今後回答内容の分析を行っていきます。

また、昨年公募を行いました小規模多機能型居宅介護事業所については、西治地区に完成しましたので、サービス事業所の指定を行い、3月から事業を開始されています。

農林振興課からは、1月24日、福崎町エルデホールで第43回西播磨地区生活研究グループ交換大会が開催されました。中・西播磨地域で地産地消に取り組む生活研究グループ会員約240名が参加し、もち麦の普及と家庭における利用方法をテーマに、もち麦を使った創作料理の試食会がありました。

2月1日、もち麦の可能性を考えるフォーラムがエルデホールで開催されまし

た。午前の部では、小久江総料理長らによる家庭料理が紹介され、抽せんで選ばれた100人の方が試食しました。また、午後の部では、大麦食品推進協議会会長で大妻女子大学名誉教授の池上先生から、「もっと知りたいもち麦の健康パワー」と題して講演がありました。

まちづくり課からは、JR福崎駅周辺整備は駅前広場と県道甘地福崎線の駅以北の道路詳細設計を実施しているところです。県と調整しながら、公安委員会とも協議を行っています。今年度中に町議会や町民の皆様へ整備計画をお示しいたしたいと考えています。

都市計画道路網の見直しは、将来交通量やまちづくりの方向性を踏まえつつ、将来の道路ネットワークのあり方について検討し、存続路線、廃止路線の見きわめを行います。今年度中に町の都市計画道路網見直し案を作成し、都市計画審議会や町議会、町民の皆様へ説明していきたいと考えています。

上下水道課の下水道部門では、農業集落排水事業機能強化工事及び八反田東地区（第2工区）は年度内に完成する予定です。上中島地区下水道面整備工事、西光寺下水道舗装本復旧工事及び川端雨水幹線工事（第1工区）は繰越事業となります。川すそ雨水幹線の用地測量は、現在地図訂正を行っています。

福崎浄化センターでは、今年度予定した機器類の修繕工事は完了いたしました。適正な維持管理に努め、公共水域の水質保全を進めてまいります。

また、公営企業法へ移行のための業務委託につきましては、固定資産の調査を行い、会計規程の制定準備を進めています。

水道部門では、下水道面整備に合わせ、八反田東地区や上中島地区で同時施行の工事を行っています。耐震化事業の井ノ口水管橋上部工の工事や、山崎配水池進入路工事等は完了いたしました。福田水源地の道路水路等のつけ合い工事に着手をいたしております。福田水源地高度処理や山崎配水池拡張工事の入札を行い、工事の準備を進めているところであります。

続きまして、学校教育課からは、（仮称）八千種幼稚園建設工事は、屋根、屋内等の工事を進めており、2月末の工事進捗率は90%です。

（仮称）高岡幼稚園については、実施設計を進めています。また、福崎東中学校においては、テニスコートの整備工事を進めているところです。

小学校生活から中学校生活へスムーズに移行し、中1ギャップを解消することを目的として、小学校6年生の中学校への1日体験入学を2月10日に実施しました。

社会教育課からは、平成25年度福崎町スポーツ功績賞、文化功績賞、吉識雅夫科学賞並びに柳田國男ふるさと賞の伝達式を3月1日に行いました。文化功績賞は3名、スポーツ功績賞は5名、吉識雅夫科学賞、今年度新設した柳田國男ふるさと賞はそれぞれ3名に伝達を行いました。

平成25年度老人大学修了式を3月6日に文化センターで行います。

以上で、各課の報告といたしたいと思っております。

議長 次は、議案の上程及び議案の説明であります。

これより、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、議案第30号、福崎町道路線の認定についてまでの34件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 おはようございます。

第454回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

各地では大雪が降って、大きな被害が出ておりますが、福崎町では幸い雪も少なく、大きな被害もありませんでした。3月に入り、ようやく春らしい気配が漂ってまいりました。

安倍内閣が誕生いたしまして1年と2カ月が過ぎました。私たちは安倍内閣に大きな期待を寄せ、今日まで見守ってまいりました。

金融緩和、大型財政出動、成長戦略の3本の矢が放たれたわけであります。

金融緩和によって株高円安が進んで景気が回復したと言われていています。しかし、その効果は部分的なものにとどまっており、これからどうなるのかは全く予断を許しません。

大型の財政出動は本年度の予算に反映されており、公共事業によって景気の回復に効果が出ればよいと願っているところであります。

最後の成長戦略の矢によって、各企業が成長し、その効果が雇用の拡大や労働者の賃金引き上げに連動すればいいなど期待しているところであります。今のところ、発表される情報では、それを裏づける資料はほとんどありません。

この4月からいよいよ消費税は8%になります。この引き上げが論議されたときは、社会保障と税の一体改革となっていました。消費税の引き上げは4月から実施されますが、社会保障についてはほとんど手がつけられていないばかりか、年金は下がる、医療費は負担増になる等、国民負担はふえる方向に進んでいます。

3月の広報で、最近起きた東京の例として、お年寄りの万引きについて書いています。あるコンビニで万引きが多発するので張り込んだところ、3日間で7人がつかまりました。その全部が70歳代の人で、年金暮らしの生活苦が原因とされています。

最近、レンタカーでアクセルをふかして歩道に突っ込んだ若者がいます。この人は無職でした。生きる希望をなくした人がふえています。

資本金10億円以上の会社の内部留保は270兆円以上とされています。他方で、働く場所がなかったり、働いても働いても暮らしが楽にならない人がふえています。消費税引き上げと社会保障の低下によって、貧富の格差が広がろうとしています。

安倍内閣でもう一つ問われている問題は、憲法に関するものです。大臣には憲法第99条で憲法擁護義務がありますが、この規定を忘れたかのように、憲法改正、それができない場合は解釈の変更に熱心であります。

近代歴史の教訓は、独裁政治、専制政治を排するために、憲法をつくって政府を見守る立憲制度を確立したことであります。第99条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と書かれています。この条文に国民という言葉がないのは、国民はこの条文どおり政治が執行されているかどうかを見守る主体だからとされています。

私たちは今、人類の長い歴史の中でつくり上げた立憲主義の文化をしっかりと学ぶ必要があるのではないのでしょうか。今、改めて政治とは何かを考えてみたいと思います。改正前の地方自治法の第2条に自治体の取り組む内容が書かれてありました。「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」と明記してあります。私はこのことを町民の願いに沿って町政を進めることと理解をしているのであります。

私は、町民の願いは、1、元気で各方面で活動でき、病気になったときは安心してお医者さんに診てもらえること、二つ目には、働く場所があって、収入が保障され、そのお金を使って買い物やレジャーを楽しむこと、三つ目には、いじ

めを受けず、差別されず、地域、職場、学校等で仲よく集団生活ができること、4番目に、よい環境、自然及び人的の中で安心して生活ができること、以上四つに集約できるのではないかと考えています。

この願いに沿って平成26年度予算編成を行いました。一般会計、特別会計等を合わせて約152億3,000万円で、昨年度比15.2%増であります。一般会計は約84億3,000万円で、福崎町の当初予算として80億円を超えるのは初めてであります。

平成26年度予算で各課が取り組む主な内容は次のようなものであります。

総務課では、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による率直な意見、提言を町政に反映させるため、女性委員会の活動を引き続き進めます。

岩手県遠野市は、「遠野物語」で知られる柳田國男ゆかりの地です。これまでも交流がありましたが、友好都市の調印を行い、さらに交流を深めてまいりたいと考えております。

職員研修では、時代の変化やニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修機関での研修や県土木事務所への研修派遣等、研修の充実に努めてまいります。また、東日本大地震で大きな被害を受けた宮城県山元町に1年間職員を派遣し、復興事業を支援いたします。

企画財政課では、第5次総合計画の策定について、総合計画審議会の意見を聞きながら、基本構想、基本計画の策定を進めてまいります。健全な財政運営については、景気は緩やかに回復していると言われてはいますが、国の深刻な財政状況のもとで、地方財政対策の先行も不透明です。町税収入の見込みも厳しいものがありますが、中長期的な見通しを念頭に置きながら、安定的な財政運営に努めてまいります。

税務課では、税・福祉等、基幹系業務の新システムが稼働します。また、新システムと連携した滞納管理システムを導入し、滞納整理に伴う帳簿作成等、事務の効率化を図りてまいります。税の公平性の確保を図るために、財産調査、納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら、分納誓約書、差し押さえ、滞納処分の停止等の法的措置により、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。また、滞納整理対策委員会においても、関係課と連携を図りながら、引き続き滞納整理に取り組めます。

地域振興課では、福崎まつりや民俗辻広場まつりの開催による地域の活性化とともに、柳田國男が著した妖怪をテーマとした造形コンテストを実施し、「福崎町と柳田國男」を全国に発信します。

自律（立）のまちづくり交付金事業では、自治会の知恵と工夫を生かした活動を通して、地域のつながりや自律（立）の力が育まれるように支援してまいります。

商工振興では、産業活性化緊急支援事業は補助率を5%から8%に、また、補助金の上限を8万円に見直し、消費税の引き上げに伴う町民負担の軽減と町内業者の活性化を図ります。

また、特産もち麦の振興を図るため、兵庫県や商工会等の関係団体と連携して普及促進に取り組むとともに、もち麦と観光をPRするため、情報番組を制作し、東京のケーブルテレビで放映をする予定です。

観光振興では、七種山の遊歩道整備を継続し、東田原の神積寺南に公衆便所を新設して観光客の利便性の向上を図るとともに、観光情報の発信強化を図ります。

住民生活課では、子育て世帯臨時特例給付金について、消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和する観点から、対象者に1万円の支給を行います。

町営住宅の悪質滞納者については、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら、裁判所への訴えの提起等により滞納家賃の減少に努めます。また、債権管理条例に基づき、家賃の回収が見込めない債権については債権放棄を行います。

ごみの減量化・資源化については、広報誌やホームページを活用し、啓発活動を行い、集団回収の奨励金及び生ごみ減量化機器の購入費の助成を継続していきます。また、分別排出を住民へ周知するとともに、排出時の水切りの徹底、マイバッグの持参等の減量化対策を呼びかけ、ごみの減量化に努めます。不法投棄防止対策として、移動式監視カメラ4台により監視強化を図り、環境美化対策に努めます。

防災対策については、近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため、防災資機材の充実と自主防災組織の育成強化に努めてまいります。

健康福祉課では、4月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方々への負担軽減の臨時的措置として実施される臨時福祉給付金の支給業務を行います。

障害福祉について、障害者総合支援法に基づき、障害者サービスの実施状況を検証し、サービスや相談支援について平成27年度からの3年間の見込みを計画する第4期障害福祉計画を策定します。また、社会福祉協議会の委託事業において、障害者やその家族からの障害一般相談等の支援業務を新たに実施いたします。

福祉医療助成事業では、県の第3次行革プランによる見直しに伴い、7月から、老人医療費助成の自己負担割合と母子医療助成の対象となる所得制限を変更します。乳幼児医療や子ども医療等の自己負担無料の取り組みは、継続して実施していきます。

食育の推進については、園児から中学生まで、年代に応じた事業を展開し、子どもたちの食への興味・関心を深めます。また、郷土の食文化の継承や、高校生や大学生等の若い世代への食育力の推進を図ります。

健康づくりの取り組みと食育推進の取り組みは双方にかかわりがあることから、健康増進計画と食育推進計画の二つの計画を2カ年で一体的に策定いたします。

予防接種事業では、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種費用の半額助成と成人風疹ワクチン接種費用助成を引き続き実施いたします。また、特定健診やがん検診の受診率向上のため、未受診者の把握を行い、受診勧奨を実施します。

介護保険事業については介護保険制度改革を見据え、平成27年度からの3年間のサービス給付費を見込み保険料を算定し、高齢者のニーズ調査の結果をもとに、第6期事業計画を策定します。

農林振興課では、農政関係について、新たな農業・農村政策が始まります。国は四つの改革を進め、地域が一体となって「強い農林水産業」をつくり上げていくとしています。また、集落内でやる気のある農家、担い手づくりを推進する「人・農地プラン」は、地域で考えていただく計画であり、積極的に取り組みを推進していきます。

有害鳥獣対策として、猟友会の協力を得て、捕獲用箱わなをふやすとともに、集落の協力のもと捕獲率を上げるため、地域協力員を置いて住民からの相談体制強化を図ります。また、後継者育成のため、狩猟のわな免許取得にかかる経費の援助を継続して行います。

県民緑税を活用した災害に強い森づくりでは、県営による緊急防災林の整備、治山ダムを亀坪谷地区に引き続き実施し、里山防災林整備を西大貫・東大貫地区、野生動物育成林整備を加治谷地区で実施いたします。

ほ場整備事業では、県営・西治地区とともに高岡・福田地区を引き続き推進します。

ため池整備事業では、震災対策として、桜上池、三谷池、直谷池について、整備計画書を作成し、耐震整備を推進いたします。

水利施設整備事業では、県営・西光寺野地区で引き続き実施をいたします。

国土調査では、山林の地籍調査事業を引き続き推進してまいります。

まちづくり課では、J R福崎駅周辺整備について、駅前広場、駐車場及び県道甘地福崎線の整備により交通結節点機能を強化するとともに、モニュメントや観光交流センターの整備等により、まちの玄関口としての機能を強化するほか、歩道・ポケットパークの整備等により良好な居住環境の創出を進めていきます。平成26年度から事業に着手し、関係機関との調整や地域住民の理解を求めながら、用地買収を進めていきたいと考えております。

高岡・福田地区の治水対策については、県が平成25年度中に策定予定の中播磨地域総合治水推進計画に七種川流域をモデル地区として位置づけ、平成26年度からイマ谷池を活用した雨水貯留機能の確保に取り組む予定であります。

県が整備する砂防ダム下流の流路工計画と調整を図りながら、排水路計画を策定してまいります。あわせて高橋ハス池下流の治水対策についても検討を進めます。

都市計画については、平成25年度に作成した都市計画道路網の見直し案に基づき、都市計画変更の手続を進めていきます。

上下水道課では、上水道部門で、福田水源地高度浄水施設整備や山崎配水池施設整備の工事を推進してまいります。また、井ノロ水管橋の耐震工事完了に伴い、歩廊の更新と塗装の工事を進めてまいります。配水管の整備については上水道、工業用水道あわせて工業団地の整備を進めます。

下水道部門では公共下水道の面整備事業について、工業団地内の整備を進めてまいります。また、八反田東地区や上中島地区の舗装本復旧工事を行う予定であります。

雨水幹線整備事業については、川端雨水幹線第2工区の工事に着手をしてまいります。また、下水道会計については、平成28年4月の地方公営企業法適用に向けて準備を進めます。

学校教育課では、幼保一体化施設の整備により就学前保育・教育の充実を図るため、高岡幼稚園の建設を進めます。また、八千種保育所跡地の駐車場整備を行います。田原小学校体育館の平成27年度建設に向け、建設工事等の実施設計及び小中学校体育館の吊り天井等非構造部材の耐震改修実施設計を進めてまいります。

平成27年度から始まる子ども・子育て新制度に対応するため、子ども・子育て支援事業計画を策定していきたいと考えております。福崎町子育て支援センター、西部子育て学習センター及び東部子育て学習センターとの連携により、子育て支援の充実を図ります。小中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラー等を継続配置し、教育課題の早期解決を進めていきたいと考えております。

児童生徒の国際理解教育と小学校の英語活動の推進のため、ALT2名を継続配置するとともに、イングリッシュフェスティバルを開催し、英語への興味・関心を高めていきます。また、小中学校の連携により、中学校英語教師による小学生への英語授業に取り組んでまいりたいと考えております。

安全で安心な学校給食に努めるとともに、食育推進計画に基づき、児童生徒の基本的な食生活・習慣・体づくりと、学校給食における地産地消によって食育を推進してまいります。

社会教育課では、兵庫県指定文化財大庄屋三木家住宅は、改修工事が始まり5年目になります。今年度は、引き続き主屋部分の木工事・屋根工事を中心に工事を進める予定であります。

第35回山桃忌は、石井正己顧問の指導により、昨年に引き続き、生家を離れエルデホールで開催をいたします。「柳田國男とアジア」をテーマに、海外から講師をお迎えし、講演会やシンポジウム、アジアの民俗芸能等により「柳田國男生誕の地福崎町」を発信いたします。

また、柳田國男の功績を顕彰するとともに、民俗学の理解を深めていただけるよう「柳田國男検定」を新設し、町内外の多くの人に挑戦していただくよう取り組みます。

図書館では、住民の情報文化の核として情報の収集に努めるとともに、子どもたちに読書習慣が身につくよう各種事業に取り組んでいきます。また、応援隊活動を支援し、図書館を基点としたコミュニティ活動の活性化を図ります。

学校の支援事業として、「みんなで支える学校みんなで育てる子ども」をテーマに、登下校の見守り、補充教室等、学校への支援活動を引き続き実施いたします。また、小学校の高学年を対象に土曜日外国語教室を新たに開設をいたします。

文化センターでは、各種講演会やセミナーを幅広い分野で実施し、生涯学習の拠点としての充実を図ります。

エルデホールの自主事業は、平成22年度から取り入れた、住民みずから企画する提案事業と、地域での各種イベントや事業を進めるリーダーを育成する講座を継続して実施し、住民の自由な創造活動を支援いたします。

体育館には、各種スポーツ大会や健康教室を開催し、住民の健康維持・増進やコミュニケーションづくりに努めてまいります。また、長年の懸案であった第1体育館の耐震補強工事、体育館東側駐車場の実施設計を進めます。

新たな施設として、町民の心身の健全な発達を図るため、全天候型多目的グラウンドの工事に着工をいたします。

以上が主な内容であります。今議会には、報告4件、議案30件を提出しております。詳しい説明は各担当課長が行いますので、十分ご審議を賜り、原案どおりご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長 町長からの上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

- | | | |
|------|-------|--------------------------------------|
| 日程第4 | 報告第1号 | 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること） |
| 日程第5 | 報告第2号 | 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること） |
| 日程第6 | 報告第3号 | 議会の委任による専決処分の報告について（（仮称）八千種幼児園建設工事） |

議長 日程第4、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から日程第6、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について（（仮称）八千種幼児園建設工事）までを一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 報告第1号、議会の委任による専決処分の報告につきましては、町道での物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

事故の発生は平成26年1月20日月曜日、午前10時ごろでございます。事故発生場所は福崎町西治498番地先、相手方は福崎町福田116番地1、公益社団法人中播広域シルバー人材センター理事長〇〇〇〇〇氏でございます。

事故の概要は、町道工業団地1号線を走行中、水路管理のため設置されているグレーチング受け枠に右側前タイヤが接触し、破損したものでございます。

損害賠償額はタイヤの修理代6,825円でございます。全額町負担となっております。

報告第1号資料に事故発生略図等をお示ししておりますので、ご参照ください。引き続き、報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第2号、議会の委任による専決処分の報告については、町道での物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定による報告するものでございます。

事故の発生は平成26年1月14日火曜日、午前8時5分ごろです。事故発生場所は福崎町高橋560番地先、相手方は市川町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏でございます。

事故の概要は、町道高橋西谷線を走行中、舗装路面の沈下により段差の生じていたマンホール鉄ぶたと接触し、車両の左前底部を損傷したものでございます。

損害賠償額は9万8,388円で、損害総額12万2,985円の8割でございます。

報告第2号資料に事故発生略図等をお示ししておりますので、ご参照ください。引き続き、報告第3号について、ご説明申し上げます。

報告第3号、議会の委任による専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

(仮称)八千種幼稚園建設工事について、工事内容の一部を請負業者株式会社坪田工務店と2月20日付で変更契約をしたことによるものです。

変更前契約額に66万1,500円を増額し、変更後の契約額を1億6,856万5,950円としたものです。

変更内容につきましては、資料により説明をさせていただきます。報告第3号資料をごらんください。

主な内容は、既設污水管が新たに設置します高圧受電設備キュービクルの下になることが判明し、蛍光ペン黄色でお示しをしています管路と小口径ます3カ所を撤去し、ピンク色で示しています管路8メートルと小口径ます3カ所を設置したもので、約33万円の増額、また、斜線で示しています床175平米について、表面の耐久性の向上を図るため、クリアラッカー塗装から湿気硬化型ウレタン塗装に変更したことにより、約26万円の増、青色でお示ししています園内のハッチング部分、3歳児トイレ内に掃除用具入れを追加し、約7万円の増、合計で66万1,500円の増額となったものでございます。

以上、報告第1号、第2号、第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第 7 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について（八反田東地区下水道面整備工事（第2工区））

日程第 8 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度福崎町水道事業補正予算（第 2 号））

議 長 日程第 7、報告第 4 号、議会の委任による専決処分の報告について（八反田東地区下水道面整備工事（第 2 工区））及び日程第 8、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度福崎町水道事業補正予算（第 2 号））を一括議題といたします。

両案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 報告第 4 号、議会の委任による専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告させていただきます。

この報告は、昨年 12 月議会において議決をいただいた八反田東地区下水道面整備工事（第 2 工区）について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者株式会社ハマダと 2 月 20 日付で工事請負の変更契約を締結したことによるものでございます。

工事請負額は、現契約に 180 万 1,800 円を増額し、変更後の工事請負金額を 7,319 万 4,450 円としたものであります。

詳細につきましては、資料により、説明をさせていただきます。報告第 4 号の資料をごらんください。

平面図と変更した工事概要をお示しをしております。主な内容につきましては、1 番目に水替工の 61 人の追加により、40 万 6,000 円の増、また、左下の掘削深の変更により 6 万円の増、中央部のます設置工追加による 17 万円の増、既設舗装厚の精査により、処分の増が 20 万 7,000 円、また、交通整理員において、昼間の工事では下校中の児童の安全確保等のために 41 人の増、夜間工事につきましては、店舗の出入り等の安全誘導のために 52 人の追加配置に伴い、87 万 3,000 円の追加となり、消費税込みで 180 万 1,800 円の増となったものであります。

以上で、報告第 4 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 1 号、専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

昨年 12 月議会で議決をいただいた平成 25 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）予算第 5 条中、浄水施設整備事業の債務負担行為の限度額を 8 億 2,300 万円としておりましたが、製品価格の上昇や最近の公共工事等の発注量の状況から、入札前に業者から提出された工事費内訳書を確認をいたしましたところ、また非常に高く、最近の県下の水道施設入札の落札状況から見ましても、限度額不足が予想されたため、2 月 6 日付で、平成 25 年度福崎町水道事業の補正予算（第 2 号）債務負担行為の補正として、浄水施設整備事業の限度額を 9 億 700 万円に改めました。

議案第 1 号資料として、債務負担行為に関する調書及び福田水源地整備工事の主な施工内容をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 提案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻は 10 時 45 分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 29 分

再開 午前 10 時 45 分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 9 議案第 2 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議 長 日程第 9、議案第 2 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

総務課長 議案第 2 号について、ご説明申し上げます。

議案第 2 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、組合立小中学校を設立し、これに関する教育事務を管理執行している南あわじ市・洲本市小中学校組合が、今後給食調理員等の組合職員を採用する予定がないことから、平成 26 年 3 月 31 日付で本組合から脱退いたします。

また、ごみ処理施設の設置及び管理運営を共同処理している小野市及び加東市に加え、構成団体として加西市が加入することにより、組合の名称を小野加東加西環境施設事務組合に改めるため、規約を変更するものです。

脱退及び名称変更後の退職手当組合の構成団体は 19 市 12 町 27 組合であります。

議案第 2 号資料に、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、この規約は平成 26 年 4 月 1 から施行します。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 10 議案第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議 長 日程第 10、議案第 3 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、民生参事に説明を求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第 3 号について、ご説明申し上げます。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて協議し、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの一部変更は、広域連合の安定的運営を図るため、規約において 1 人と定めている副広域連合長を 2 人とすることにより、執行機関の強化を図るもので、議案第 3 号の説明資料 1 ページをごらんいただきたいと思います。

変更の理由といたしまして、広域連合の事務は後期高齢者医療制度の運営という単一事務ではございますが、被保険者が 66 万人、平成 26 年度予算 6,000 億円を超えており、保険料の賦課決定や医療給付の支給決定など、特別地方公共団体としての高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく被保険者の権利区分に関する行政処分を執行しています。国の制度廃止を求めた見直しの議論は、存続していくとの結論に至っており、近畿ブロックの他の広域連合では、既に兵庫県以外は副連合長が複数であることも勘案し、執行機関の強化を図り、制度の安定的運営を図っていく必要があります。

正副広域連合長の任期は、規約により同職に就任する市町村の任期とされていることから、昨年 11 月のように正副広域連合長がともに空席となり、事務局長が職務代理するという事態が今後も発生することが考えられます。

広域連合は特別地方公共団体であり、特別職の不在という状況は好ましくなく、安定的に業務を執行していくために、副広域連合長を2人とするものでございます。

附則といたしまして、この規約は兵庫県知事に許可を受けた日から施行するものです。

以上で説明を終わります。ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 日程第1 1 議案第4号 福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第1 2 議案第5号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第1 3 議案第6号 福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第1 1、議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第1 3、議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

各案について、担当課長に説明を求めます。

総務課長 議案第4号について、ご説明申し上げます。

議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条項が繰り上がるため、本条例が引用している条項を改めるもので、平成26年4月1日から施行します。

議案第4号資料に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第5号について、ご説明申し上げます。

議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、平成20年度から特別職の期末手当に対する役職加算、給料月額100分の10をカットしてきましたが、本則どおりに役職加算を行うよう改めるもので、平成26年4月1日から施行します。

議案第5号資料に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

東日本大震災で被災された地域への人的支援として、全国的に中長期の職員派遣が行われています。兵庫県内12町については、町村会を通じて平成24年度から順次被災地である宮城県山元町への職員派遣を行っています。福崎町は、平成26年度に1年間職員を派遣いたします。現行条例は、遠距離の勤務地に職員が赴任する場合の規定がないため、国家公務員等の旅費に関する法律や、県内各町の旅費条例に倣い、条例を整備しようとするものです。

それでは、新旧対照表に基づいて、説明をいたします。

議案第6号資料をごらんください。

第2条は旅費の種類として、移転料、着後手当、扶養親族移転料を加えるものです。

第6条から第8条は、別表2が新たに加わることにより、別表を別表第1に改めるものです。

2ページをごらんください。

第9条は移転料について規定するものです。移転料は、赴任に伴う家財道具の

移転費用等を賄うため、支給する旅費です。その額については、議案資料４ページの別表第２に規定されるとおり、路程に応じ、一定距離当たりの定額により支給することとしています。

第１０条は着後手当の規定です。着後手当は、新居住地に到着後に要する諸雑費に充てるために支給する旅費です。その額については、４ページの別表第２の路程に応じて規定された日当定額及び宿泊料定額により計算された額を支給することとしています。

第１１条は扶養親族移転料の規定です。扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の交通費等の移転に要する費用に充てるために支給する旅費です。その額については、年齢により、それぞれ規定された額を支給することとしています。

なお、本条例は公布の日から施行します。

また、平成２６年度に山元町に職員を派遣する猪名川町、市川町、上郡町も、本町と同様に改正議案をこの３月議会に提案されております。

以上で説明を終わらせていただきます。３議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１４ 議案第７号 福崎町債権管理条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第１４、議案第７号、福崎町債権管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

税 務 課 長 議案第７号、福崎町債権管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、町の債権管理の適正化を図る目的で、平成２３年３月に制定されたもので、今回の改正は、第１７条で債権放棄について定めている条文中、第１号から第７号に加え、第８号として破産法、会社更生法、その他法令の規定により破産、会社更生による免責許可の決定に伴い、債務者が当該債権につき、その責任を免れた時として条文に追加する改正と、第２号中「第１号から第７号まで」とあるのを、「前号から第８号まで」に改正するもので、平成２６年４月１日から施行しようとするものです。

議案第７号説明資料に条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１５ 議案第８号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第１５、議案第８号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、民生参事に説明を求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第８号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例改正は、兵庫県第３次行革プランにより、県の福祉医療制度の一部が改正されたため、県制度と同様に一部改正するものでございます。

議案第８号の説明資料１ページをごらんいただきたいと思います。

この１ページから７ページにつきましては、概要及び新旧対照表をお示ししており、８ページには改正による影響額をお示ししております。

まずこの1ページをごらんいただきたいと思います。

改正概要のうち、条文の整備の改正の説明は割愛をさせていただき、制度の改正部分について、説明をいたします。

この1ページの上から13行目の第3条第1項第1号の老人の医療費の支給範囲ですが、兵庫県では国の医療制度改革に対応し、65歳以上70歳未満の老人の医療の自己負担割合を見直しいたします。現在、老人の医療費は非課税世帯で世帯全員に所得なしの場合は1割負担で、非課税世帯で本人年金収入が他の所得と合わせて80万円以下の場合は2割負担としています。外来限度額はどちらも8,000円、入院等の限度額は1万5,000円と2万4,600円です。7月以降窓口負担はどちらも2割負担となり、非課税世帯で本人の年金収入が80万円以下の場合は、負担限度額が外来、入院とも引き上がります。

6月末までに65歳に到達している方につきましては、経過措置といたしまして、70歳になるまで現行の自己負担割合、負担限度額による助成は継続をいたします。

次の行の、旧の第2号は、重度障害者の医療について、改正はありませんが、母子家庭医療助成制度の改正がございます。この母子家庭医療には所得制限基準は児童扶養手当の一部支給基準を用いております。子どもが18歳になるまで、子どもと母親にも医療制度を助成しております。乳幼児と子ども医療費助成が充実されたことにより、不均衡を是正するため、対象を経済的不安の大きい低所得者層とし、児童扶養手当の全部支給基準または所得80万以下の低所得者としています。

また、一部負担につきましても、外来1医療機関月2回まで1回600円の負担を800円に、入院は2,400円から3,200円に改正をいたします。これは乳幼児等の一部負担と同額となります。

次に、下から10行目、第4条の5号、所得による支給制限の改正につきましては、母子家庭等の所得制限を改正するもので、母子家庭の所得制限により、7月以降に受給対象外となりますのは、286人のうち117人で、そのうち39人は子ども医療のほうに移行をいたします。実質対象外となるのは78人で、母子医療のカバー率につきましては、95%から65%になり、子ども医療費は逆に86%から87%の増加となります。

なお、一部負担金につきましては、最下段の欄外に書いてありますとおり、福崎町福祉医療助成制度実施要綱において規定し、老人医療を除き、無料としております。

附則といたしまして、この条例は平成26年7月1日から施行するもので、この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしております。

老人医療につきましては、6月末までに65歳になっている方につきましては、改正前の負担割合を平成31年6月30日まで適用することといたしております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

日程第16 議案第9号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第16、議案第9号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

住民生活課長 議案第9号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

今回の改正につきましては、先ほど、議案第4号で総務課長が提案説明しましたとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条項が繰り上がるため、本条例が引用している条項を改めるものでございます。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

議案第9号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

日程第17 議案第10号 福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第11号 福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第17、議案第10号、福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について及び日程第18、議案第11号、福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両案について、担当課長に説明を求めます。

社会教育課長 議案第10号、福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正は、地域主権の観点から地方青少年問題協議会法が改正されまして、協議会の長の要件基準と委員の資格要件の条項が削除され、新たに条例で定めることとなったため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号資料をお開きいただけたらと思います。

議案第10号資料の下段でございます。青少年問題協議会法新旧対照表でございますが、法律では第3条で組織をうたい、第2項で会長は当該地方公共団体の長をあて、第3項で委員を議会の議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者から町長が任命することとしていましたが、地方主権の観点から、この第3条第2項、第3項が削除され、新たに条例で定めることとなりました。

この条例の設置目的は、青少年の健全育成を図るための各種施策を審議する。また、相互に連絡調整を図ることとしています。

本町におきましては、青少年の健全育成を推進する上で、今後ますます地域・家庭・学校・関係行政機関との連携が重要と考えます。その推進においては、町の責務を明確にすることが大切であることから、条例改正に当たっては、これまでの法律と同様に会長は町長をもってあてることといたしました。また、委員資格につきましては、既に条例で定めておりますので、今回改正はいたしません。

この改正は法律が平成26年4月1日から施行されることから、本条例につきましても、平成26年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号、福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

この改正は、地域主権の観点から社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱基準が削除され、新たに条例で定めることとなったため、条例の一部を

改正するものでございます。

議案第11号資料の中段をごらんください。社会教育法新旧対照表でございます。社会教育法では第15条第2項で、社会教育委員の委嘱の基準を定めていましたが、地方主権の観点から、この委嘱基準が法律から削除され、第18条で新たに条例で定めることといたしました。また、委員の委嘱基準を条例で定めるときは、文部科学省の省令の基準を参酌するものとしております。

資料最下段をごらんください。社会教育法第18条により、文部科学省令で参酌すべき基準が第1条で新たに示されました。これに基づきまして、条例につきましては、この参酌基準と同様に、第3条第2項に委嘱基準を定めました。

この改正は法律が平成26年4月1日から施行されることから、本条例についても、平成26年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

両議案とも、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第19 議案第12号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第20 議案第13号 平成25年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について

議長 日程第19、議案第12号、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第20、議案第13号、平成25年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。両案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第12号、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本条例は、平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、公共施設の使用料等に消費税率引き上げ分を適正に転化するため、関係条例を一括して整理をするものです。

本町の一般会計については、消費税の課税対象となる使用料等の金額は施設ごとに条例で定めております。また、平成9年4月1日に消費税が3%から5%に増税されたときは、使用料の額は据え置いたまま、消費税相当分を除いた使用料及び手数料等の引き下げという形で対応しております。

しかし、消費税は事業者、町に負担を求めるものではなく、最終的にサービスを受ける利用者に負担をしていただくことを予定している税でございまして、また、消費税率の引き上げに伴い、公共サービスの提供に必要な経費に係る消費税の負担も増加いたします。

このため、周知期間を設け、平成26年7月から消費税の課税対象となる使用料等について、消費税率の引き上げ相当分を転化することとしたものでございます。

消費税率の引き上げに対応した使用料等の額につきましては、現行の使用料等が内税表示方式となっていることから、現在の使用料の額を105で除して得た額に、108を乗じて得た額とし、使用料等を10円単位とするため、10円未満の端数につきましては、四捨五入をします。これにより、使用料等全体で約3%の引き上げとなります。

それでは、条例案に沿って、ご説明を申し上げます。

第1条は、福崎町立学校施設等使用条例の一部改正で、体育館では半日1、5

40円の使用料を、1,580円に改正します。

以下、第2条では福崎町青少年野外活動センター、第3条では福崎町文化センター、第4条では福崎町民グラウンド、第5条では福崎町体育館、第6条では八千種研修センター、第7条では福崎町キャンプ場、第8条では福崎町農林業体験実習館、第9条では福崎町野外広場、第10条では福崎町スポーツ公園、第11条では福崎町エルデホール、第12条では福崎町JR福崎駅前駐車場、第13条では高橋ふれあい広場、第14条では福崎町交通広場、第15条では福崎町立柳田國男・松岡家記念館について、それぞれ改正を加えております。

また、条例の周知期間としまして、附則において、この条例は平成26年7月1日から施行すると規定しております。

なお、この条例の改正に合わせ、関係する規則等についても改正をいたします。新旧対照表につきましては、議案第12号説明資料におつけをしておりますので、ご参照ください。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成25年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,130万円を追加して、補正後の予算総額を80億5,430万円とするものです。

歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示しをしております。

また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定いたします。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきましては、第1表でご説明を申し上げますので、議案の3ページ、4ページをお開きください。

歳出の補正の主なものは、増額の要因としましては、総務費、総務管理費では、財政調整基金積立金2億3,790万円を計上しております。また、教育費、保健体育費で、多目的グラウンド整備費に工事費及び備品購入費として、3,600万円を計上しております。

減額の大きな要因としましては、民生費、児童福祉費では、八千種幼稚園の建設費で、8,565万4,000円の減、土木道路橋梁費では、高橋山崎線や東大貫溝口線などが社会資本整備総合交付金事業として採択されなかったことや、入札減などから、道路新設改良費で9,520万円を減額するものです。

一方、1ページ、2ページの歳入では、先ほどの歳出の増減に伴いまして、それぞれの財源を構成するとともに、町税は景気の回復基調を受けまして、法人町民税の税割りが当初予算から7,280万円の増収となる見込みです。

また、繰越金は、平成24年度の決算の実質収支額1億6,684万4,000円の残余、1億420万4,000円を予算計上いたします。

この結果生じる余剰見込み額につきましては、歳出総務費で財政調整基金に2億3,790万円を積み立てる補正予算としております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

企画財政課長 以上が、歳入歳出予算の補正内容でございますが、次は議案にお戻りください。

第2条は繰越明許費でございますが、5ページをお開きください。

事項別明細書でご説明申し上げたものもでございますが、総務費の総務管理費で庁舎耐震等整備事業1億3,500万円、民生費の児童福祉費で子ども子育てシステム導入事業で2,200万円、衛生費の保健衛生費で水道事業会計繰出事業

470万円、農林水産業費の農業費で震災対策農業水利施設整備事業2,000万円、土木費の道路橋梁費で社会資本整備総合交付金事業で3,550万円、及び橋梁補修事業で3,080万円、消防費で兵庫衛星通信ネットワーク更新負担事業で800万円、教育費の保健体育費で多目的グラウンド整備事業に3億5,160万円、災害復旧費で農地農業用施設災害復旧事業190万円を翌年度に繰り越したいします。

議案資料1ページに位置図等をおつけしておりますので、ご参照ください。

次に、第3条は債務負担行為の補正でございますが、7ページをごらんください。

債務負担行為の追加で、県道三木宍粟線南田原交差点改良工事負担事業は、平成26年度まで事業が延長されたため、県と協定書を変更する必要によりまして、限度額150万円を計上しております。

次に、議案第4条、地方債の補正につきましては、議案の8ページに計上しております。三木家住宅保存整備事業の県補助金の増額等に対応するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、両件とも、よろしくご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第14号 | 平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第22 | 議案第15号 | 平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第23 | 議案第16号 | 平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |

議 長 日程第21、議案第14号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてから日程第23、議案第16号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題といたします。

各案について、民生参事に説明を求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第14号から16号まで、説明をいたします。

まず、議案第14号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,075万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億6,900万円とするものです。

議案第14号説明資料1ページから6ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料4ページをごらんいただきたいと思います。4ページには、保険給付費の月別状況を示しております。歳出の大部分を占めます療養給付費は3月から12月までが実績で、1月、2月は推計をし、実績見込みにより補正をするものです。一般と退職と分けておりますのは、それぞれ療養給付費に対しての歳入の財源構成が異なるために分けております。左の欄の全被保険者数は4月で4,745人、1月では4,629人と116人減少しています。一般分につきましては1月4,252人で41人減少、退職分は377人で75人減少してい

ます。

高額療養費は200万円を超えるものが平成25年度10月診療までで13件、前年より10件少なくなっており、200万円未満の高額療養費の件数も同様に少なくなっております。

療養給付費の見込みは、一般分では決算見込み10億5,300万円で3,500万円の減額、退職分は9,800万円の見込みで3,500万円の減額、高額療養費は、一般分1億3,200万円で1,300万円の減額、退職分は1,340万円の見込みで960万円の減額を見込んでおります。

資料2ページにお戻りください。歳出の勘定表でございます。平成25年度3月補正の列をごらんいただきたいと思っております。保険給付費は先ほどの資料で合計9,324万1,000円の減額、後期高齢者支援金から保健事業費までの各項目は実績見込みにより補正するもので、共同事業拠出金は高額療養費高額医療に係る拠出金で、兵庫県全体の高額医療が減少したため、確定により677万1,000円を減額します。

その他の支出金では過年度国庫負担金の返還額の確定により3,275万9,000円を増額補正するものです。

前のページの1ページにお戻りください。歳入の保険税につきましては、退職被保険者が減少したため、当初予算と比較して460万円の減額を見込んでいます。国庫支出金から県支出金までは、実績見込みにより確定した交付額によりそれぞれ補正しています。歳入、繰入金その他の一般分につきましては334万9,000円の増額で、交付税措置額による財政安定化支援分が増額しています。

資料5ページをごらんいただきたいと思っております。一般会計の繰入金につきましては、合計で1億4,034万3,000円の繰入となる見込みで、595万3,000円の増額を見込んでおります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、議案第14号の説明を終わります。

次に、議案第15号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、説明します。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、補正後の予算を2億1,210万円とするものです。

補正の内容につきましては、保険料の実績見込みによる減額、保険基盤安定負担金の確定による減額と、徴収事務経費等の実績見込みによる増額に伴う一般会計繰入金の増、前年度出納閉鎖期間に徴収した保険料の繰越金による増額により補正をするものでございます。

議案第15号の議案資料の1ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第1表につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,383万2,000円を減額し、補正後の予算額を13億6,070万円とするものでござ

ございます。

議案第16号説明資料1ページから5ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。その資料3ページをお開き願います。

介護保険事業の状況でございます。65歳以上の人口推移は、4月4,820人、12月では4,929人で、109人の増となり、高齢化率は25.2%です。要介護の認定者は4月828人、12月は852人で、24人の増となり、要介護3、4の認定者の割合が増加しています。

サービス利用者につきましては、居宅介護サービスで12月500人、施設入所者は122人、地域密着型サービスは76人で、サービス利用合計は686人、4月と比較して21人増加しております。

次の資料4ページをお開き願います。被保険者数、認定者数、介護サービス利用者数などの推移を表とグラフであらわしております。被保険者数は、団塊の世代が65歳となっているため、右肩上がりが増加をしております。平成25年12月の要介護認定者数は852人、25年4月の828人と比較しますと24人の増加、伸び率102.9%となっています。要介護認定者数の右のグラフを見ていただきますと、平成25年の1月から4月にかけて、死亡等が多く、要介護認定者数が大幅に減少しております。死亡や転出等の数が計57人で、うち要介護4、5の方が36人と、全体の63.2%を占めた方が亡くなられております。

また、居宅サービスの利用者数や施設サービスの利用者数、地域密着型サービスの利用者数も、平成25年1月から3月に減少し、その後は徐々に右肩上がりの傾向となっております。

次の、資料5ページをお開き願います。平成25年度の介護給付費の月別状況です。決算見込み額は4月から12月審査までは実績、1月から3月までは推計し、給付費総額は12億700万円を見込んでいます。

右から3列目の決算見込欄で、介護サービス別ではデイサービスやホームヘルパーの居宅介護サービスは4億6,364万円を見込み、988万円の減額、また、グループホームなどの地域密着型については、1億6,040万円を見込み、939万円の増額となります。

一方、施設サービスは4億200万円の見込みとなり、4,500万円の減額としています。

下の欄の予防給付金は、小計で5,729万円を見込み、当初予算との差は344万円の減額となる見込みで、給付費総額は12億700万円で、5,000万円の減額補正となり、対前年度決算比で103.4%となる見込みです。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、説明を終わらせていただきます。

議案第14号から16号まで3議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開時刻を13時といたします。

◇

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について

議 長 次の日程は、日程第 2 4、議案第 1 7 号、平成 2 5 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 2 8、議案第 2 1 号、平成 2 5 年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

各案について、担当課長の説明を求めます。

上下水道課長 まず初めに、議案第 1 7 号、平成 2 5 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明させていただきます。

この補正は、事業実績による精算見込みの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 万 6, 0 0 0 円を増額して、補正後の歳入歳出予算の総額を 2 億 6, 4 0 0 万円とするものであります。

まず第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第 1 7 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 1 8 号、平成 2 5 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

この補正は主に下水道事業費の実績に伴う精算見込みによるもので、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8, 2 3 9 万 4, 0 0 0 円を減額して、補正後の歳入歳出予算の総額を 1 1 億 3, 4 2 0 万円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げます。

第 2 表、繰越明許費につきましては、下水道事業費、公共下水道事業 2 億 4, 5 0 0 万円をお願いするもので、内訳といたしましては、上中島地区の下水道面整備工事（第 1 工区）で約 2, 3 6 0 万円、同じく上中島の第 2 工区で 3, 0 1 0 万円、西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その 2）で約 3, 3 2 0 万円、川端雨水幹線工事（第 1 工区）で 2, 5 3 0 万円、川端雨水幹線工事（第 1 工区）の施工管理業務で 7 8 0 万円、川すそ雨水幹線用地測量業務で約 6 1 0 万円、未契約繰越工事で 1 億 1, 8 9 0 万円を予定しております。

議案第 1 8 号資料に、これらの箇所図をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第 1 8 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 1 9 号、平成 2 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明を申し上げます。

この補正は事業の実績見込みによる補正をお願いするもので、第 2 条では予算第 3 条の収益的収入を 7 4 8 万 4, 0 0 0 円減額し 3 億 5, 8 9 6 万円に、また、

収益的支出を2, 250万円減額し、3億409万3, 000円に、第3条では予算第4条、本文括弧書き中不足する額1億7, 423万5, 000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 300万8, 000円及び過年度分損益勘定留保資金1億6, 122万7, 000円に改め、資本的収入を2, 000万円減額し、1億9, 777万6, 000円、また、資本的支出を3, 200万円減額し、3億7, 201万1, 000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算の事項別明細書によりご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

この補正は事業の実績見込みによる補正と工業用水道強靱化事業の平成25年度の国の補正予算に伴い、前倒し採択による予算第4条の資本的収入及び支出及び予算第5条の企業債の追加をお願いするものであります。

第2条では予算第3条の収益的収入を529万7, 000円増額し2, 776万7, 000円に、また収益的支出を59万1, 000円減額し、2, 120万6, 000円に、第3条では予算第4条、第5条、第6条を、第6条、第7条、第8条とし、第3条の次に、次の2条を加えます。

まず、第4条として資本的収入及び支出を加え、収入、支出それぞれ9, 658万1, 000円の増額補正といたします。

また、第5条では企業債を加え、7, 440万円の補正となります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 資料として、議案第20号で建設改良の施工予定の位置図を添付しておりますので、後ほどまたごらんください。

以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第21号、平成25年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、ご説明を申し上げます。

資料、議案第21号をごらんください。平成25年度福崎町水道事業会計資本剰余金を1, 018万7, 482円処分したいので、地方公営企業法第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資本剰余金処分につきましては、地域主権戦略大綱における第1次一括法の成立公布により、地方公営企業法の一部改正を受け、平成24年度から条例の定めるところにより、または、議会の議決を経て、資本剰余金を処分することとなりました。

これに伴い、平成25年度除却対象資産のうち、補助金分等は118万3, 182円、消火栓設置補助金分が368万2, 500円、負担金が500万1, 000円、寄付金32万800円を合わせた、1, 018万7, 482円を議会の議決を経て、直接補填し、処分しようとするものであります。

以上で、議案第21号について、説明を終わらせていただきます。

どうぞ、ご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 理事者側から議案資料の訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。
資料配付のため、暫時休憩します。

◇

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

◇

議 長 引き続き、会議を再開いたします。

農林振興課長 議案資料の訂正をお願いし、差しかえをお願いいたします。

議案第22号説明資料33ページの平成26年度資源向上支払交付金事業一覧表の訂正でございます。内容につきましては、一番左側の番号が2番から16番となっているのを、1番から15番に訂正、合計を16地区から15地区に訂正し、3番の東大貫集落の代表者名岡重秋様から、内藤守様に訂正をお願いするものでございます。

訂正させていただき、おわびを申し上げます。

日程第29 議案第22号 平成26年度福崎町一般会計予算について

議 長 次、日程第29、議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第22号、平成26年度一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

説明の前に訂正を1カ所お願いします。資料の訂正でございます。予算編成の概要の資料でございます。全部で22ページある資料でございますが、その20ページをお開き願います。主要事業の20ページでございます。予算編成の概要の20ページの中ほどの急傾斜地崩壊対策事業950万円を掲げておりますが、そのところで、根拠式がございます。その一番最後のところ、5,000万円プラス5%と書いておりますが、5,000万円掛ける5%の誤りでございます。「プラス」を「掛ける」に訂正をお願いします。大変失礼をいたしました。

それでは、説明申し上げます。

予算関係の書類としましては、一番上に予算編成の概要を取りまとめました、先ほどの22ページまでの資料、その次に議案第22号から29号までの議案を添付しております。事項別明細書は別冊として一般会計から工業用水道事業会計までの8会計を取りまとめております。

また、詳細資料につきましては、議案ごとに別とじとしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは、一般会計議案第22号をお開きください。議案番号順にご説明を申し上げます。

第1条は歳入歳出予算であります。総額を84億3,100万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1、2ページの歳入、3、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、一番前に添付しております予算編成の概要をごらんください。予算編成の概要の1ページの中ほどからでございます。

一般会計の予算総額は84億3,100万円で、前年度比10億9,600万円、14.9%の増としております。増額要因としましては、JR福崎駅周辺整備や高岡幼稚園建築、水道事業への出資などによるものです。

歳入につきましては、概要資料の5ページをお開きください。同じく、予算編成の概要の5ページでございます。

1 款の町税は前年度比1億5,330万円増の31億4,870万円を計上しております。法人税は企業収益の回復傾向を受け、1億3,670万円の増、固定資産税は土地については下落傾向が続いておりますが、家屋は新築の増加、償却資産も設備投資が若干上向していることから、固定資産全体で1,860万円の増を見込んでおります。たばこ税は健康志向や消費税増税の影響で530万円の減となる見込みです。

6 款の地方消費税交付金は、地方への消費税の配分は1%から1.7%になりますが、納税月のずれなどから、初年度は1.25倍の2億7,000万円を見込んでおります。

8 款の自動車取得税交付金は、平成26年度から税率が引き下げられるため、1,400万円を見込んでおります。

10 款の地方交付税は、基準財政収入額の増加と地方財政計画の伸び率などから、総額で6,400万円減の10億9,200万円を計上しております。

14 款の国庫支出金は、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金など、消費税増税に伴う国の施策等により、7億6,734万3,000円を見込んでいます。

また、21 款の町債は、駅前周辺整備や水道出資債により、対前年で3億1,170万円の増を見込んでおります。

5 ページの最下段では、1 款から11 款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。1億880万円増の50億8,270万円を見積もっておりますけれども、歳入歳出積算の結果、一般財源が不足する額につきましては、1億8,700万円財政調整基金から繰り入れて予算編成を行っております。

概要の13 ページからは、総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめております。本日の説明につきましては、事項別明細書に沿って、これらの主な事業について説明をさせていただきます。

各目の説明に入ります前に、職員給について、総括的にご説明を申し上げますので、議案資料1 ページをお開きください。議案第22号資料の1 ページでございます。

この資料では一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数を、それぞれの増減理由と総人件費をお示ししております。1 行目の一般会計に属する職員数は、一般職134人、再任用1人、嘱託・臨時職86人の合計221人、下から2 行目の全会計では、一般職156人、再任用1人、嘱託・臨時職員91人の合計248人であります。前年度と比較して3人の増となります。相対的に3人が増となった要因としましては、正規職員では採用と退職、育休取得との差で1名の減、再任用で1名採用、嘱託・臨時職員は新しい職種として2名の配置、宮城県山元町派遣の代替で計3名の増となるものです。

人件費総額では、前年度比較で663万2,000円の減となりますが、職員総数が増加した要因もあり、給与手当では1,615万6,000円の増、退職手当負担金は負担金率の引き下げと特別負担分が減少したことから2,529万1,000円の減となります。

また、福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例によりまして、平成25年7

月から実施していましたが給与削減は復元をいたし、特別職の期末手当の役職加算カット及び管理職手当の自主カットについても、本来支給額に戻した予算としております。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料2ページから3ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、歳出目ごとに説明を申し上げますので、事項別明細書97、98ページをお開きください。

限られた時間でございますので、各目の予算額や目の概要説明は省略をさせていただきます、主要な事業の取り組み内容や補足説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長からの所信表明、副町長からの各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承をお願いします。

それでは、議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 歳入歳出については以上でございます。

次は議案にお戻りください。

議案第22号の鑑でございますが、第2条は地方自治法第214条第1項の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表に計上しておりますので、議案の5ページをお開きください。議案の5ページは債務負担行為でございます。老人ホーム給食調理業務委託事業は養護老人ホームの調理業務について、平成27年度から平成29年度までの委託契約を締結するために、債務負担行為をお願いするもので、限度額は5,400万円としております。

健康増進食・育計画策定事業は、平成26年、27年の2カ年で第2次健康増進食育計画を策定するもので、平成27年度の限度額は210万円としております。

ごみ収集運搬委託事業は可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみの収集業務について、平成27年度から平成29年度までの委託契約を締結するため、債務負担行為をお願いするもので、限度額は1億3,000万円でございます。議案資料9から10ページにごみ収集業務の内容等を添付しておりますので、ご参照ください。

高岡幼稚園外構整備事業は、高岡幼稚園の仮設園舎は高岡幼稚園完成後に解体を行いますので、工事は平成27年4月以降となります。そのため、外構工事を年度内に完成させると、仮設園舎の運び出しが困難になるため、外構工事の一部を27年度に行うもので、限度額は700万円としております。

続きまして、第3条は地方自治法第230条1項の規定により起こすことができる地方債について、第3表に計上しております。議案の6から8ページをごらんください。歳入、地方債でご説明を申し上げました額をそれぞれの目的ごとに限度額として計上をしております。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれに記載のとおりとしております。

議案第22条の鑑にお戻りください。

次に、議案第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入の最高額は15億円とします。

第5条は歳出予算の流用であります。第2表に定めた各項の予算について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した給与、職員手当、共済費に係る予算額に過不足が生じた場合は、同一款内において、これらの経費を流用できることとするものでございます。

以上、議案第22号、平成26年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開時刻は14時40分といたします。

◇

休憩 午後2時22分
再開 午後2時40分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第30 議案第23号 平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第31 議案第24号 平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第32 議案第25号 平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 次、日程第30、議案第23号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから日程第32、議案第25号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

各案について、担当課長に説明を求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第23号から25号まで、説明をいたします。

まず、議案第23号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,600万円と定めるものでございます。

第2条では一時借入金の最高額を8,000万円とするものです。

概要につきましては、国民健康保険の財政運営につきましては、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増大等により、依然、厳しい状態が続いております。

議案第23号の資料1ページから10ページに当初予算資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

平成26年度の改正点につきましては、予算資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページの9行目の改正点でございます。前期高齢者のうち平成26年度に70歳に達する方から、自己負担割合が2割となります。診療報酬は診療報酬全体で0.1%増、薬価改定で1.36%の減、消費税増税に伴う補填措置により、全体で0.1%の増となります。保険税の軽減措置の拡大としまして、2割軽減、5割軽減の対象となる所得基準額の引き上げを行います。また、地方税法等の一部改正により、課税限度額が後期高齢者支援分2万円、介護保険分2万円、合計4万円引き上げられます。

高額療養費の自己負担限度額について、所得に応じた負担とする観点から、所得区分を細分化し、負担限度額がきめ細かく設定されます。また、高額介護合算療養費についても、高額療養費の自己負担限度額と同様に所得区分を細分化し、算定基準の見直しが行われます。

平成26年度の予算編成につきましては、これらの制度改正を勘案し、医療費及び被保険者の動向等を考慮した積算をしております。

歳出面におきましては、その大部分を占めます保険給付費は、被保険者4,710人を見込み、療養給付費は一般分で前年度当初予算比0.8%減の10億7,900万円、退職分では当初予算比23.3%減の1億200万円を見込んでおります。

4行飛びまして、後期高齢者の支援金は、平成24年度精算金調整金956万

2, 000円の減額により、2億4, 434万円を見込んでいます。

6行飛びまして、保健事業費は人間ドック事業、特定健診等を計上し、特定健康診査等実施計画に基づく、健診率向上と生活習慣病予防を効果的に実施し、医療費抑制に努めていきます。

次に、歳入の保険税につきましては、景気悪化等の長期的な収入減が懸念されますが、資料8ページから10ページにお示ししておりますように、限度額を後期高齢者支援分は16万円に、介護分は14万円に引き上げを見込み、保険料率は現行税率で積算をし、計上をしております。

保険税は現年度医療費、支援分、介護分を収納率94%で、4億360万円を見込んでおります。国・県支出金については、歳出に見合う収入額を見込んでおります。

なお、保険税の賦課限度額改正及び軽減基準額の見直しに係ります条例改正につきましては、本年の税額本算定時におきまして、議案を上程する予定としております。

第1表につきましては、事項別明細書により、説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2, 980万円とするものでございます。

議案第24号の説明資料1ページから3ページに関係資料をお示ししております。

資料につきましては、説明をさせていただきます。資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

この特別会計の歳入は兵庫県後期高齢者医療広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料の軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費とともに一般会計から繰り入れるものでございます。歳出は、一般管理費の職員給与費と保険料の徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものでございます。

資料2ページをお開き願います。75歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改訂でございます。保険料率につきましては、一部の地域を除き兵庫県内は原則均一で、診療報酬の改定と合わせまして、2年に一度改訂されます。平成26年、27年は、保険料率は均等割が4万6, 003円から、4万7, 603円に、1, 600円の改訂増となり、所得割額は9.14%から9.7%に0.56ポイントの改訂増となります。

1人当たりの平均保険料額は7万5, 869円から7万6, 702円、833円、1.1%の増額となります。賦課限度額は55万円から57万円に引き上げられます。

広域連合では、2年間平均で1人当たりの給付費を94万3, 360円と見込み、被保険者数は兵庫県全体で69万8, 526人として、保険料を算定しております。

また、保険料軽減対象の拡大ということで、国保と同じく2割軽減と5割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられます。

資料3ページをお開き願います。兵庫県後期高齢者医療広域連合の医療給付費及び被保険者の推移で、75歳以上の被保険者数は、平成20年度の制度発足から右肩上がりにふえております。その関係もあって、医療給付費は4%から

7%の伸びとなっており、1人当たりの医療給付費も、医療の高度化等により1%から3%台の伸びとなっています。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第25号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ14億1,630万円と定めるものでございます。

平成26年度は第5期事業計画の最終年度となり、今年度も介護予防対策の推進、サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるように努めてまいります。

平成26年度の予算は、被保険者数5,010人を見込み、要介護認定者数は増加しているため、事業計画の947人を見込み、サービス給付費は13億500万円、対前年度当初予算比103.8%を計上しています。

地域支援事業費は介護予防事業をさらに推進しつつ、平成27年度の介護保険制度改正による変化に対応するよう、事業の見直し改善を行います。

地域支援事業費は、給付サービスの計画値の3%と保健師人件費を合わせ、前年度当初予算比5.8%増の4,831万1,000円を計上しております。

議案第25号の資料1ページから3ページに関係資料をお示ししていますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

民生参事兼健康福祉課長 以上で、議案第23号から25号までの説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 日程第33 議案第26号 平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第34 議案第27号 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について
日程第35 議案第28号 平成26年度福崎町水道事業会計予算について
日程第36 議案第29号 平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算について

議長 次、日程第33、議案第26号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算についてから、日程第36、議案第29号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

各案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 初めに、議案第26号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成26年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,740万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算については、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げます。

第2条、一時借入金につきましては最高限度額を1億5,000万円と定めるものであります。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ15億4,620万円とするもので、第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げます。

第2条、地方債につきましては、3ページの第2表をごらんください。

地方債は公共下水道事業で限度額を4億9,950万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

戻っていただき、第3条にあります一時借入金については、借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、平成26年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第2条、業務の予定量につきましては、

1、給水戸数7,700戸

2、年間給水量236万4,000立方メートル

3、1日平均給水量6,480立方メートル

4、主な建設改良事業は福田水源地高度浄水施設整備事業、山崎配水池整備事業、下水道事業に伴う配水管移設事業であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億1,220万円で対前年度比が12.5%の増であります。支出の水道事業費用は3億4,970万円で対前年度比6.6%の増であります。

第4条、資本的収入及び支出の収入が不足する額1億4,900万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,019万2,000円と過年度分損益勘定留保資金1億1,880万8,000円で補填するものといたします。

次のページをお願いをいたします。

資本的収入及び支出の予定額は、収入の資本的収入が7億200万円で対前年比222.3%の増、資本的支出が8億5,100万円で対前年比110.6%の増となっております。

第5条、企業債の借入限度額は2億7,220万円といたします。

第6条、債務負担行為は老朽管更新事業で、期間は平成27年度から28年度とし、限度額は3億6,900万円でございます。

第7条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

次のページをごらんください。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用、2、建設改良費と企業債償還金といたします。

第9条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。1、職員給与費4,185万2,000円です。

第10条、企業債償還のため一般会計から補助を受ける金額は115万3,000円であります。

第11条、たな卸資産の購入限度額は1,500万円といたします。

恐れ入りますが、平成26年度歳入歳出予算事項別明細書の水道事業会計実施計画書の14ページをお開きください。

財務諸表等に係る注記でございます。平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成いたしております。主な改正内容につきましては、2の固定資産の減価償却の方法は、みなし償却が廃止され、補助金等が減価償却の対象となります。これまでの資本剰余金から繰延収益を設け、長期前受金として計上し、収益化累計額で差引をいたしまして、繰延収益合計を負債合計に含むようになりました。これにより、みなし償却相当分を営業外収益の長期前受金戻入として予算計上しております。

3の引当金の計上方法は記載のとおりでございます。

それでは、実施計画書によりご説明を申し上げます。

(以下、実施計画書朗読説明につき省略)

以上で、28号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第29号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第2条、業務の予定量は、1、給水事業所数30事業所で、年間給水量は64万8,000立方メートル、1日平均給水量は1,770立方メートルであります。

主な建設改良事業は、強靱化事業でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が5,070万円で対前年比125.6%の増、支出の工業用水道事業費用が3,970万円で対前年比78.8%の増であります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の資本的収入は1億2,330万円で、資本的支出も同額でございます。

第5条、企業債につきましては、限度額1,240万円でございます。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、営業費用と営業外費用といたします。

第8条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得ることとなります。職員給与費として、971万2,000円であります。

工業用水道事業会計も、水道事業会計と同様、改定後の会計基準を適用しております。

それでは、事項別明細書により内容を説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、29号の説明を終わらせていただきます。

よろしく審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第37 議案第30号 福崎町道路線の認定について

議 長 日程第37、議案第30号、福崎町道路線の認定についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

まちづくり課長 議案第30号、福崎町道路線の認定について、ご説明を申し上げます。

当議案は道路法第8条第2項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をごらんください。認定する道路の種類及び路線名は、2級2354号線でございます。当道路は都市計画法に基づく開発行為により設置された公共施設のうち、開発者株式会社フレンドリーより帰属を受けた道路でござ

います。議案第30号資料に位置図をお示ししております。起点は、西田原字辻ノ前1629番10地先から、終点は西田原字辻ノ前1629番14地先までです。延長は111.08メートル、幅員は6メートルから13メートルでございます。

以上、議案第30号、福崎町道路線の認定について、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、あすは議案調査のため休会とします。

次の本会議は3月7日、午前9時30分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時35分

議 長 なお、15時50分から全員協議会を開催しますので、議員の皆様は第1委員会室にご参集ください。よろしくお願いいたします。